

国立大学法人東京農工大学保有個人情報等管理細則の一部改正

| 現行   | 改正   | 改正理由  |
|--|--|---|
| <p>本則</p> <p>第2章 管理体制<br/>(保護管理者)</p> <p>第4条 本学に保有個人情報等保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、国立大学法人東京農工大学事務組織規程第3条から第9条までに規定する課及び室の長並びに同規程第15条に規定する課長をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> | <p>本則</p> <p>第2章 管理体制<br/>(保護管理者)</p> <p>第4条 本学に保有個人情報等保護管理者（以下「保護管理者」という。）を置き、国立大学法人東京農工大学事務組織規程第3条から第9条までに規定する課及び室の長並びに同規程第20条の2に規定する特定の職務を担当する課長及び室長をもって充てる。</p> <p>2 (略)</p> | <p>事務局又は課等に、特定の職務を担当する課長及び室長を置くことができるようにしたことに伴う改正</p> |

附 則 (令和3年10月11日細則第15号)

この細則は、令和3年10月11日から施行し、令和3年10月4日から適用する。